

令和 8 年度

老朽危険空き家解体事業補助金

地域の安全性の向上を図るため、市内における防災、防犯上危険な空き家の解体工事に必要な経費の一部を補助します。

補助金額

老朽危険空き家	老朽空き家	最大 50万円	補助率 1/3
	準老朽空き家	最大 30万円	補助率 1/3

※老朽危険空き家の解体工事に要する費用（敷地内に位置する附属工作物、立木及び動産等の除去費用を除く）に3分の1を乗じて得た額(千円未満切捨て)

※次ページの「4.特殊要件」に該当する場合は、上記の補助上限額及び補助率が2倍

1. 補助対象となる老朽危険空き家

次の(1)～(3)のすべてに該当することが条件になります。

(1) 次のいずれかに該当する**老朽危険空き家**であること

(ア)老朽空き家（次のいずれかに該当）

- ・勝山市空家等対策協議会の審議を経て「特定空家等」の認定を受けたもの
- ・事前調査の結果、「不良住宅」として判定を受けたもの

(イ)準老朽空き家

- ・昭和56年5月31日までに居住の用に供するために着工または建築された木造の建築物、かつ居住使用がなされていないことが常態化している建築物で一定の構造の腐朽又は破損があると認められたもの

(2) 対象となる老朽危険空き家に所有権以外の権利が設定されておらず、一切の権利、権限について、その疑義が解決済みであること。

※特定空家等とは空家等対策の推進に関する特別措置法第2条第2項に規定するものをいう

※不良住宅とは住宅地区改良法第2条第4項に規定するものをいう

※併用住宅の用途である場合は、延べ床面積の2分の1以上が住宅の用に供されていること。（ただし、老朽空き家の「特定空家等」は除く）

2. 補助対象となる者

次のいずれかに該当し、かつ市税等の滞納がないことが条件になります。

- (1) 老朽危険空き家の所有権の全部を有する者
(登記事項記載証明書又は固定資産評価証明書に記載されている者)
- (2) 老朽危険空き家の所有権の一部を有する者で、他の所有権を有する者全員から委任を受けた者
- (3) 老朽危険空き家の所有権の全部を相続した者又は所有権の一部を相続した者で、他の所有権の相続人全員から委任を受けた者(相続関係図及び戸籍謄本の写し等で証明できる者)
- (4) 老朽危険空き家の処分について、権利を有していると市長が認める者

3. 補助対象となる工事

次の(1)、(2)のすべてに該当することが条件になります。

- (1) 老朽危険空き家及び敷地内に位置する工作物、立木及び動産等の全てを除去すること
- (2) 勝山市内の業者が施工する解体工事であること

4. 特殊要件

次の(1)～(5)のいずれかに該当することが条件になります。

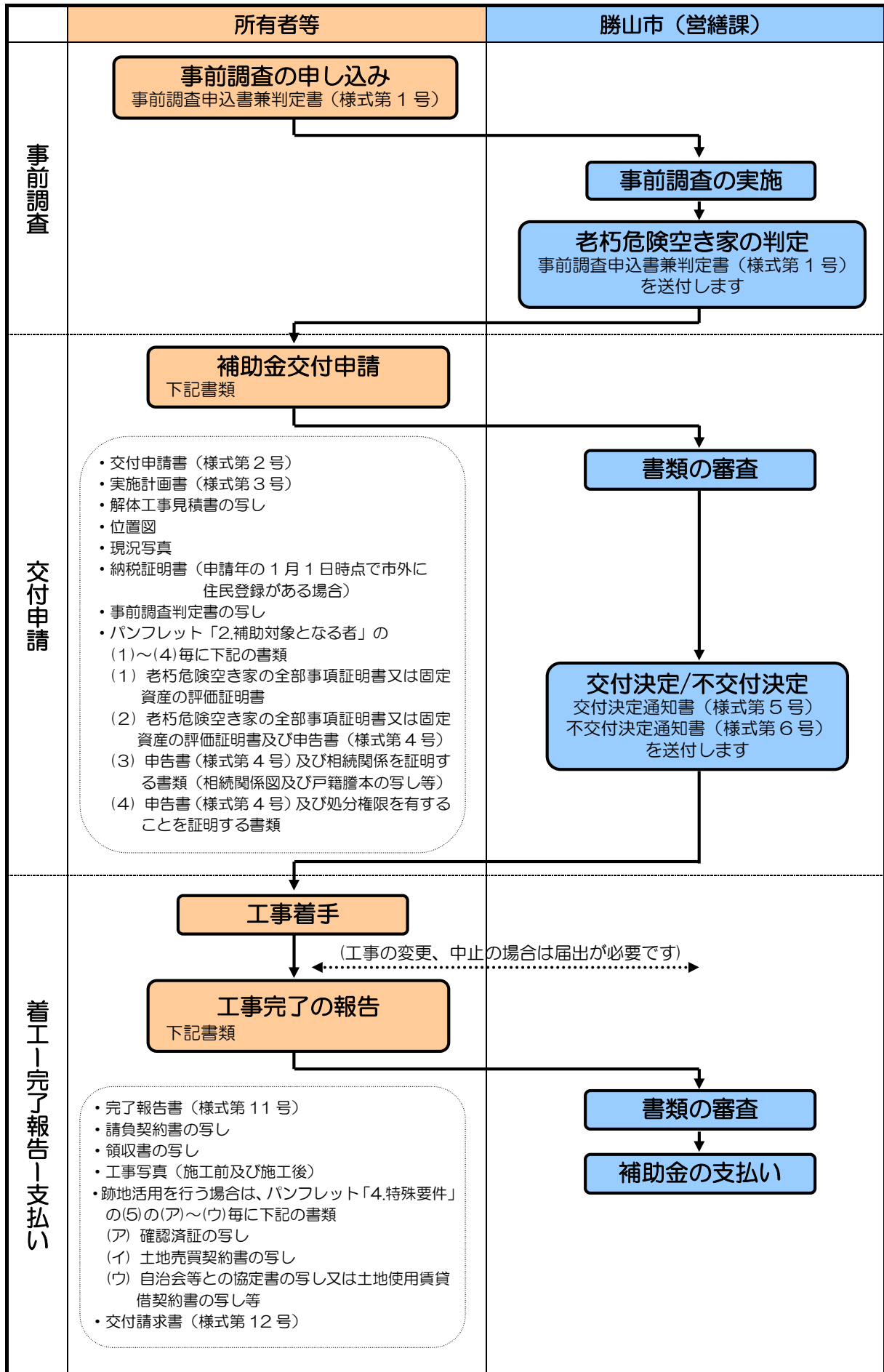
- (1) 老朽空き家の主たる構造が木造以外であるもの
- (2) 老朽危険空き家の延べ床面積が200㎡以上であるもの
- (3) 老朽危険空き家の敷地が道路幅員3m未満の狭い道路沿い又は未接道であるもの
- (4) 老朽危険空き家が勝山市景観計画で定める景観形成地区内に存するもの
- (5) 老朽危険空き家を解体した後、跡地活用を行うもの。ただし、跡地活用とは次のいずれかの行為を行うことをいう。
 - (ア) 解体した年度又はその翌年度の間に、当該敷地内で一戸建ての住宅を建築して居住すること
 - (イ) 当該敷地を売却すること
 - (ウ) 当該敷地を自治会等が活用すること

【お問い合わせ】

〒911-8501 福井県勝山市元町1丁目1-1(市役所 1階)
勝山市役所 営繕課 空き家対策係
TEL: 0779-88-8128 FAX: 0779-88-1118
E-MAIL kenchiku@city.katsuyama.lg.jp



手続きの流れ



補助対象者の分類及び確認のための申請時提出書類について

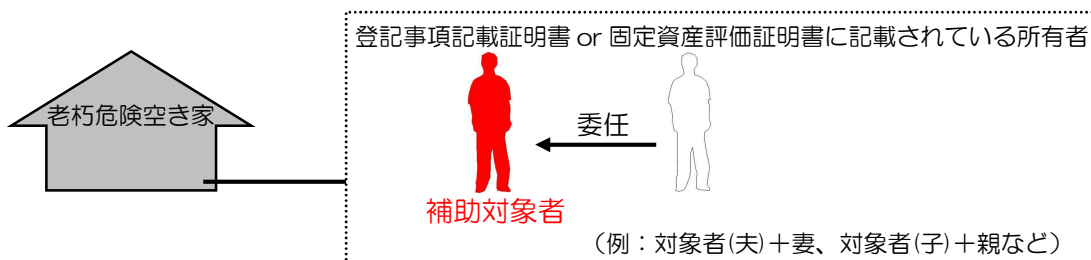
(1) 老朽危険空き家の所有権の全部を有する者とは

- 老朽危険空き家の登記事項記載証明書又は固定資産評価証明書に所有者として単独で記載されている者
- 申請時提出書類：全部事項証明書又は固定資産評価証明書



(2) 老朽危険空き家の所有権の一部を有する者で、他の所有権を有する者全員から委任を受けた者とは

- 老朽危険空き家の登記事項記載証明書又は固定資産評価証明書に所有者が複数記載されている場合において、持分所有者の一人であり、他の持分所有者から老朽危険空き家の除却についての委任を受けている者。持分割合は問わない。
- 申請時提出書類：全部事項証明書又は固定資産評価証明書、申告書（様式第4号）



(3) 老朽危険空き家の所有権の全部を相続した者又は所有権の一部を相続した者で、他の所有権の相続人全員から委任を受けた者とは

- 老朽危険空き家の登記事項記載証明書又は固定資産評価証明書に記載されている所有者が死亡し、老朽危険空き家の所有権の全部を相続した者又は一部を相続した者で、他の相続人全員から委任を受けた者。相続割合は問わない。
- 申請時提出書類：申告書（様式第4号）、相続関係を証明する書類（相続関係図及び戸籍謄本の写し等）

